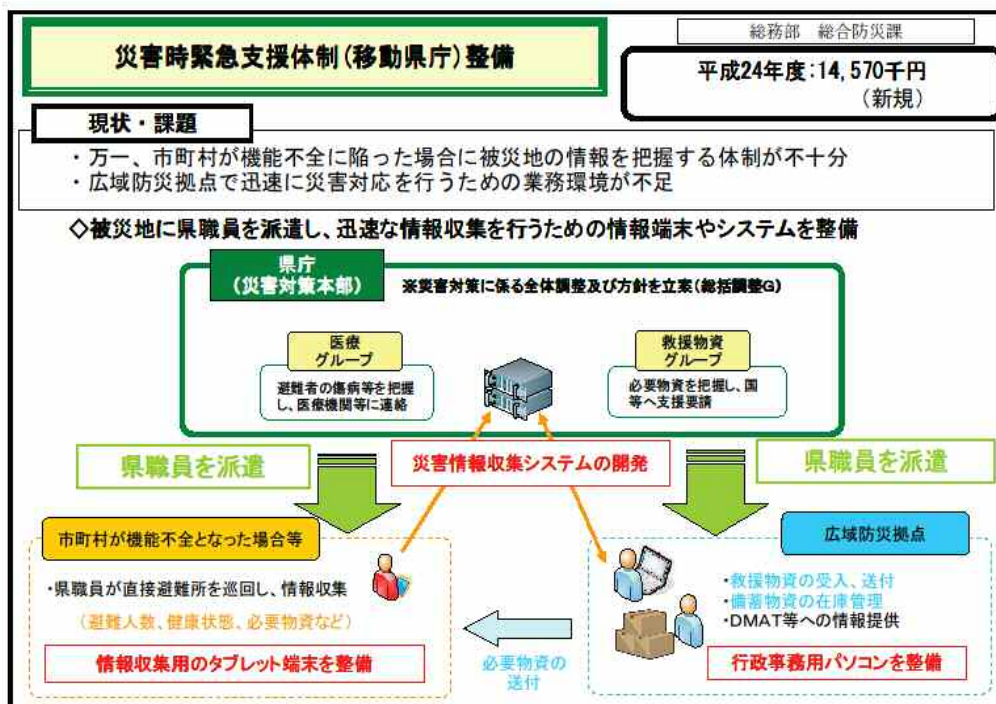


第3章 物資関係参考データ

第1 和歌山県における移動県庁システム概要

和歌山県では、東日本大震災の教訓や平成23年9月の台風第12号（紀伊半島大水害）の経験を踏まえ、平成24年度より、被災地に県職員を派遣し、タブレット端末等を活用し、支援ニーズを把握する移動県庁を整備。



20

【概要】

タブレット端末

移動県庁チーム 1チーム10名

タブレット端末(アンドロイド系 OS: 10インチ) 1チーム2台配備

行政事務用パソコン

県庁内と同じ環境で使える行政事務用パソコンを整備

災害情報収集分析システム(3システムを整備し、オープンソースとする予定)

災害情報収集システム

被害地に派遣された県職員等が避難者の状況やニーズなどの支援に必要な情報をタブレット端末により収集する。

災害情報分析システム

災害情報収集システムにて収集した各種情報を利活用するため、項目毎に情報を仕分け・分類・集計して利活用できるよう編集・出力し、一覧形式で参照する。

救援物資管理システム

市町村の物資需給量、協定企業・他府県からの救援物資量、広域防災拠点の在庫量などの把握を行う。

第2 佐賀県とヤマト運輸の災害時応援協定（平成24年2月）

佐賀県とヤマト運輸株式会社佐賀主幹支店の 「災害時における物資の受入及び配送等に関する協定」について

佐賀県は災害時における応急対策活動を円滑に実施するため、大規模な災害時に被災者に対して救援物資を安定的に供給できる体制を構築するため、ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店と標記の協定を平成24年2月8日に締結している。

1. 協定の概要

大規模な災害等が発生したときに市町が避難所等への救援物資の配送を円滑に行えない場合、県は、物資受入・配送センターを設置し、市町に代わって被災者に物資の配送等を行うこととしており、ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店は以下の業務について協力をを行う。

2. 協定に基づく要請項目

- (1) 物資受入・配送センターとして利用可能な物流拠点の空きスペースの提供
 - (2) 荷役作業に必要な、人員及び機材（ロールボックス等）の提供
 - (3) 物資受入・配送センターにおける荷役作業の実施
 - (4) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
 - (5) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - (6) 物資受入・配送センター以外の県が指定する輸送拠点等への社員の派遣
- 佐賀県記者発表 HP→<http://www.pref.saga.lg.jp/web/kisha/59908/60302.html>

3. 協定の相手方

佐賀市久保泉町大字川久保御手水2592-1
ヤマト運輸株式会社 佐賀主管支店
主管支店長 栗飯原 稔

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定

佐賀県（以下「甲」という。）と、ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、乙が甲に対して支援し、被災者に対して食料・生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続き等必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「支援物資」 調達物資と義援物資を合わせた物資をいう。
- (2)「調達物資」 被災者のために、甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (3)「義援物資」 被災者のために、甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (4)「物資受入・配送センター」 支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配、積み込み（以下「荷役作業」という。）及び配送等の拠点として設置する施設をいう。
- (5)「避難所等」 支援物資の配送先となる佐賀県内の避難所又は市町が指定する物資の供給場所等をいう。

（物資受入・配送センターの設置等）

第3条 物資受入・配送センターは、大規模な災害等により市町が避難所等への支援物資の配送を円滑に行えない場合において市町から甲に物資配送に係る要請があり甲が必要と認めたとき、又は甲が自ら必要と判断したときに設置するものとする。

2 物資受入・配送センターの設置場所は、佐賀県地域防災計画において甲があらかじめ指定する輸送拠点、乙の物流拠点の空きスペース又は災害時に物資受入・配送センターとして利用できる施設であって県が指定する施設を活用するものとする。

3 被災者の細かなニーズに対応するため、物資受入・配送センターは可能な限り複数設置し、その場合は、各センターが対象とする避難所等を明確にしておくものとする。

4 物資受入・配送センターでは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 甲から受け入れ指示のあった支援物資の管理及び荷役作業
- (2) 物資受入・配送センターから避難所等への支援物資の配送及び配送時における被災者の物資ニーズの収集

5 甲は、市町における支援物資の供給体制が整うなど、当該業務の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資受入・配送センターを閉鎖するものとする。

（要 請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資受入・配送センターを設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を要請することができる。

- (1) 物資受入・配送センターとして利用可能な物流拠点の空きスペースの提供
- (2) 荷役作業に必要な、人員及び機材（ロールボックス等）の提供
- (3) 物資受入・配送センターにおける荷役作業の実施
- (4) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (5) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (6) 物資受入・配送センター以外の甲が指定する輸送拠点等への社員の派遣

（要請の手続き）

第5条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）によるものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、電話等により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 受入・配送センターとして開設を希望する乙の物流拠点及び開設予定の甲の輸送拠点
- (3) 希望する人員数及び車両数等
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲からの要請に対し、次に掲げる事項を文書（別記様式2）により回答する。ただし、文書により回答するいとまがない場合には、電話等により回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 物資受入・配送センターとして開設可能な物流拠点
- (2) 荷役作業等に従事可能な人員数及び車両数
- (3) その他必要な事項

3 甲及び乙は、前2項の規定により、要請又は回答した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書にて通知するものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。但し、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 甲は、乙が実施する業務が円滑に実施できるよう、情報の提供等必要な協力を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、業務を実施したときは、速やかに電話等により甲に対し報告を行い、後日、次の事項を明示した文書（別記様式3）を提出するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 従事者数及び車両数
- (3) 活動期間及び内容
- (4) その他必要な事項

（経費の負担及び請求等）

第8条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除くほかは、次の価格

を参考として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(1) 物流拠点における保管料 時価相場相当

(2) 人件費 日当費相当

(3) 輸送料 実勢相場相当又は届出運賃・料金

3 乙は、物流拠点における保管料、人員の荷役実績及び輸送実績などを集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年佐賀県条例7号）」を準用し、甲がその損害を補償する。ただし、当該従事者が、同一事故において、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたときは、その補償の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(通知)

第11条 甲は、災害時に乙が円滑な協力を行えるよう、佐賀県地域防災計画等において本協定に関する修正・変更等があったときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する事項に変更があったときは、その旨を相互に通知するものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務が終了又は解除された後においても同様とする。

(連絡窓口)

第13条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲については佐賀県農林水産商工本部企画・経営グループとし、乙についてはヤマト運輸株式会社佐賀主管支店社会貢献課とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第15条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県知事 古川 康

乙 佐賀市久保泉町大字川久保御手水2592-1
ヤマト運輸株式会社 佐賀主管支店
主管支店長 粟飯原 稔

支 援 要 請 書

ヤマト運輸株式会社 佐賀主管支店
 主管支店長 様

佐賀県知事 印

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定第5条第1項の規定に基づき、次のとおり支援を要請します。

(要請理由)

(要請内容)

活動場所	人員数	車両数	活動内容	備 考
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他 ()	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他 ()	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他 ()	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他 ()	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他 ()	

※活動場所欄には、物資受入・配送センターとして開設を希望する場所（原則として、甲があらかじめ指定する輸送拠点及び乙の物流拠点の中から選定）を記載する。

平成 年 月 日

支援内容回答書

佐賀県知事 様

ヤマト運輸株式会社 佐賀主管支店
主管支店長 印

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり回答します。

活動場所	人員数	車両数	活動内容	備考
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	
	名	台	・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他（ ）	

※甲からの要請内容に対して、対応可能な内容を記載する。

業務実績報告書

佐賀県知事

様

ヤマト運輸株式会社 佐賀主管支店
 主管支店長 印

災害時における物資の受入及び配送等に関する協定第7条の規定に基づき、次とおり報告します。

活動場所	人員数	車両数	活動内容	備考
	名	台	<ul style="list-style-type: none"> ・活動期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで(日間) ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他() 	
	名	台	<ul style="list-style-type: none"> ・活動期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで(日間) ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他() 	
	名	台	<ul style="list-style-type: none"> ・活動期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで(日間) ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他() 	
	名	台	<ul style="list-style-type: none"> ・活動期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで(日間) ・物資受入・配送センターでの荷役作業 ・避難所等への支援物資の配送 ・その他() 	

第3 ITS Japanについて

概要 (ITS Japan ホームページより)

ITSに関する第1回世界会議が1994年にパリで開催されましたが、翌年の第2回世界会議が横浜で開催することが決まったのを契機に、ITS(最先端の情報通信技術などを用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する事により、安全・環境・利便の面から交通社会を改善するシステム)分野の研究開発及び実用化の推進のために、ITS関連の5省庁(当時の警察庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省)のご支援を頂き、1994年1月にVERTIS (Vehicle, Road and traffic intelligence Society: 道路・交通・車両インテリジェント化推進協議会)が任意団体として設立されました。VERTISは2001年6月にITS Japanと名称を変更しました。

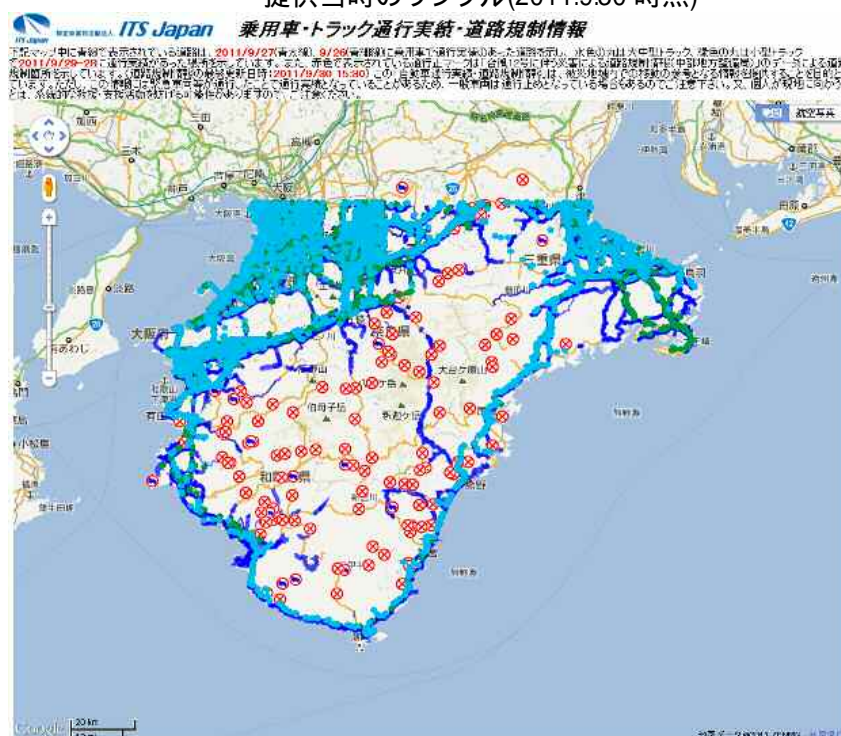
ITSとは (ITS Japan ホームページより)

ITS (Intelligent Transport Systems: 高度道路交通システム)とは、人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するためのシステムとして考えられました。

2011年の台風第12号災害でITS Japanが公開した和歌山県、奈良県、三重県の乗用車・トラック通行実績・道路規制情報 (ITS Japan ホームページより)





提供当時のサンプル(2011.9.30 時点)



凡例

	通行止め		乗用車通行実績
--	------	--	---------

	一部車両通行止め(大型など)		大中型トラック通行実績
	時間通行止め		小型トラック通行実績

ご利用いただきましたみなさまに御礼申し上げます。
ありがとうございました。

2011.9.15 より提供させていただいておりました「通行実績・道路規制情報」は、特定非営利活動法人 ITS Japan がプローブ事業者より入手した通行実績情報、及び中部地方整備局が各県HP情報より集約した「台風12号に伴う災害による道路規制情報」を利用して作成・表示しました。

乗用車通行実績データ提供: 本田技研工業(株)・パイオニア(株)
トラック通行実績データ提供: いすゞ自動車(株)
道路規制データ提供: 三重県、奈良県、和歌山県
データ統合: 特定非営利活動法人 ITS Japan

通行実績情報は、ITS Japan が以下の各社から提供を受けた、匿名かつ統計的に作成された情報を使用しました。

・本田技研工業株式会社(ホンダ)が運営する インターナビ・プレミアムクラブ と
パイオニア株式会社が運営する スマートループ渋滞情報 から作成され、ホンダの通行実績情報 から提供を受けた情報
・いすゞ自動車株式会社(いすゞ)が運営する みまもりくんオンラインサービス から作成・提供を受けた情報

中部地方整備局が作成した「台風12号に伴う災害による道路規制情報」の道路規制情報は、以下の各道路管理者の公表資料に基づいて作成しました。

三重県	三重県道路規制情報
奈良県	奈良県道路規制情報
和歌山県	和歌山県道路情報

第4 主な備蓄物資の紹介

写真は参考例示品（共通）

食料関係

（1）アルファ化米



お湯又は水を注いでご飯となる。

保存期間 5年

1ケース 50食 / 箱 (422mm × 307mm × 198mm 約5kg)

（2）備蓄パン



開封してそのまま食べることができる。

保存期間 5年

1ケース 50食 / 箱 (510mm × 360mm × 200mm 約6kg)

（3）缶入りパン



缶を開けてそのまま食べることができる。

保存期間 3～5年

1ケース 24缶 / 箱 (320mm × 470mm × 125mm 約4.4kg)

（4）長期保存食（サバイバルフーズ）



お湯または水で簡単に戻せる。

保存期間 25年

1ケース 6缶 / 箱 (318mm × 212mm × 135mm 約2.1kg)

(5) レスキューフーズ



火・水が無くても温かく食することができる。

保存期間 3年

1 ケース 12食 / 箱 (460mm × 435mm × 185mm 約10.4kg)

(6) 粉ミルク



保存期間 1.5年

1 ケース 8 缶 / 箱 (283mm × 555mm × 187mm 約9.2kg)

(7) お菓子類



保存用羊羹

保存期間 5年

1 ケース 1 箱 5 本 × 20 / 箱
(365 mm × 200 mm × 103 mm 約 0.6 kg)



ビスコ保存缶

保存期間 5年

1 ケース 10 缶 / 箱 (219mm × 531mm × 147mm 約 2.9kg)

生活必需品関係

(1) 災害救助用毛布



本体サイズ W1400 × D1900mm
再生ポリエステル繊維
10枚 / 箱 (560mm × 760mm × 300mm 約17kg)

(2) 紙おむつ



保存期間 約3年(未開封)
吸収体中の高分子吸水材の吸収性能が損なわれたり、変色、ズレ防止テープの粘着力の低下等、若干性能が低下する恐れがある。
1パック(20枚~42枚) × 3パック / 箱
(545mm × 385mm × 245mm 4~10kg)

(3) 生理用品



保存期間 約3年(未開封)
吸収体中の高分子吸水材の吸収性能が損なわれたり、変色、ズレ防止テープの粘着力の低下等、若干性能が低下する恐れがある。
1パック(30枚) × 24パック / 箱
(362mm × 532mm × 334mm)

(4) 哺乳瓶



120ml 高さ14.1cm、直径5.7cm
乳首：合成ゴム(シリコンゴム)保存に際して劣化の恐れもあるため定期的な更新の必要有り。

(5) 哺乳瓶洗浄剤、消毒容器、おしりナップ



消毒剤 1050ml φ 90mm × 245

消毒容器 哺乳瓶 6 本分



サイズ 150mm × 190mm

(6) ドライシャンプー、マスク



シャンプー 200ml φ 50mm × 220mm



マスク 50枚 / 箱 175mm × 90mm

(7) 飲料用ポリ袋



容量 5L

サイズ 410mm × 400mm × 45mm

(8) 食器類



おわん 130φ × 67mm 600ml ポリプロピレン製

670mm × 270mm × 290mm 200入 / 箱

皿 200φ × 21mm ポリプロピレン製

420mm × 420mm × 280mm 200入 / 箱

避難所用資機材関係

(1) 避難所用簡易間仕切り



簡易ダンボール間仕切り + ダンボール畳 (4 m²)

小間寸法 2m × 2m (4 m² = 2.5畳) H=90cm (2 ~ 2.5人用) / 本体18kg

1 ケースサイズ 1 m × 0.23m × 1 m / 22kg

小学校の体育館 700m² ~ 950m²程度で130 ~ 180部屋の設置が可能

(2) ブルーシート



ポリエチレン製 2000 3.6 × 5.4m
5枚を1梱包

(3) 簡易組立式仮設トイレ



組み立てサイズ D1550mm × W1300mm × H2000mm

梱包サイズ D650mm × W1350mm × H510mm / 箱 重量 約 50 kg

(4) 仮設風呂



循環式お風呂システム

風呂装置（ボイラー部） 分岐管 シャワースタンド
 お風呂スタンド 給水ホース シャワースタンド用耐水ホース
 風呂用テント その他備品（スノコ、浴槽、洗い桶、イス等）

(5) ノーリツシャワールーム

・シャワールーム(シャワー室+脱衣室)の仕様



- ▶プライバシーに配慮し、個室型のシャワー室に脱衣室を併設。
- ▶高齢者に配慮し、シャワールームには手すり、介護用シャワー椅子を設置。
- ▶断熱性を考慮し、シャワールームの壁はシステムバスの壁を使用。
- ▶ノーリツ製ガス給湯器とミストシャワーを設置。

項目	内容
外形寸法	幅 188cm×奥行き 188cm×高さ 235cm
重量	約 1t
外装	サイディング
設備(シャワー室)	折り戸、手すり、収納棚、鏡、ノーリツ製ミストシャワー「AMU-2」、シャワー水栓、照明、換気扇
設備(脱衣室)	鍵付き入口ドア、カーテン、脱衣カゴ、ベビー浴槽、手すり、コンセント、照明
給湯器	ノーリツ製ガス給湯器(16号、LPガス用)

※今回のシャワールームは、当社の製品ではなく、協力会社と設計・製造したものです。製作期間、約 20 日。

(6) 組立式テント



簡易宿泊対応型テント

サイズ 2 × 3 間 (w3600 × L5300 × H3100mm 軒高2000mm)

エステル帆布

梱包 天幕 650 × 550 × 120mm 約15kg

側幕 650 × 550 × 150mm 約15kg

パイプ 約10kg

(7) エアーマット



睡眠や仮眠時に接地面の熱を遮断し、体温をマット内に保つ簡易エアーマット。

平常時 (折りたたみ時) は縦16cm × 横13cm × 厚み2.5cmで携帯が可能。

緊急時 (使用時) は、長さ2m × 幅60cm × 厚み5cm 端を折りたたみ枕状にできる。

使用時は付属品であるストローで空気を吹き入れて膨らませる。

重量は240g ~ 260g。

ポリエスチレンとナイロンの3層構造になっており、耐荷重は約300kg。

ダンボール1箱 (50個梱包) 高さ25cm × 長さ51cm × 幅32cm。

(8) 土嚢袋



サイズ 490 × 620mm

400枚の梱包サイズ:560×220×410mm 重量:16kg

(9) 炊き出し用資材



本体サイズ ϕ 550 × H713mm
保管サイズ W576 × D576 × H745mm
重量 28.3kg
40人から100人分の調理が可能



LPガスバーナーセット
保管サイズ w690 × D350 × H145mm
重量 13.4kg



本体サイズ 約348 × 286 × 98mm
保管サイズ 約360 × 280 × 105mm
重量 約1.8kg



保管サイズ 約205 × 60 × 200mm
重量 750g 3本 / 組

(10) 体ふきポディータオル



本体サイズ 300 × 600mm
1 パック 約220 × 約170 × 約30mm 12枚入り
1 箱36セット 221 × 446 × 329mm 重量 約8.7kg

その他特殊な資機材

(1) 人命救助システム

システム化された人命救助システム（防衛庁整備）の小隊用資機材
（25名用）



アルミケース収納状態



個人用装具



分隊用機材



小隊用機材

(2) 災害用船外機付ボート

災害用ボート FRP製3分割組立式 定員5名 全長3.2m 全幅1.54m
4ストローク単気筒エンジン
付属品 救命胴衣6着 救助用浮き輪3個



(3) エアーテント



サイズ 横6 × 縦6 × 高3 m

重量 100kg

素材 PVC (ポリビニルクロライド)、気柱ハイパイロン

気柱 41cm × 3、32cm × 6

その他 付属品

電動ポンプ 約14kg

(4) 大型発電機



サイズ 3000 (全長) × 1500 (全幅) × 1600 (高さ) mm

重量 730 ~ 800 kg

可搬型ディーゼルエンジン式

三相交流出力

25kVA、220V、65.6A

単相交流出力

3kVA、110V、27.3A

運転時間 約10時間

第5 救援物資関係法令(抜粋)

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第三章 防災計画

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
 - 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
- 一 国土の現況及び気象の概況
 - 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
 - 三 防災業務に従事する人員の状況
 - 四 防災上必要な物資の需給の状況
 - 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
 - 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計

画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

第五章 災害応急対策

第一節 通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

(災害時における交通の規制等)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第七十六条の三において同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限(以下この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において「通行禁止等」という。)が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(次条及び第七十六条の三において「通行禁止区域等」という。)その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

（災害時における交通の規制の手続等）

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車

二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

4 大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和三十五年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

第三十三条の二 法第七十六条の四の規定による国家公安委員会の指示は、関係公安委員会による通行禁止等（法第七十六条第二項の通行禁止等をいう。以下この条において同じ。）が齊一に行われていないことその他関係公安委員会による通行禁止等が適切に行われていないか、又は適切でない通行禁止等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われぬおそれがあるときに行うものとする。

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

第七節 緊急自動車等

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場合においても、停止することを要しない。この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない。

（緊急自動車の優先）

第四十条 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。以下この条において同じ。）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となつている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあつては、道路の右側。次項において同じ。）に寄つて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄つて、これに進路を譲らなければならない。

（罰則 第二百十条第一項第二号）

（緊急自動車等の特例）

第四十一条 緊急自動車については、第八条第一項、第十七条第六項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条、第三十条、第三十四条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定するもののほか、第二十二条の規定に違反する車両等を取り締まる場合における緊急自動車については、同条の規定は、適用しない。

3 もつぱら交通の取締りに従事する自動車で内閣府令で定めるものについては、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条の二第二項の規定は、適用しない。

4 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車（専ら道路の維持、修繕等のために使用する自動車で政令で定めるものをいう。以下第七十五条の九において同じ。）については、第十七条第四項及び第六項、第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十三条並びに第二十五条の二第二項の規定は、適用しない。

（消防用車両の優先等）

第四十一条の二 交差点又はその付近において、消防用車両（消防用自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。）が接近してきたときは、車両等（車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両（緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、当該消防用車両の通行を妨げてはならない。

3 第三十九条の規定は、消防用車両について準用する。

4 消防用車両については、第八条第一項、第十七条第六項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条、第三十条、第三十四条第一項から第五項まで、第三十五条第一項、第三十八条第一項前段及び第三項、第四十条第一項、第六十三条の六並びに第六十三条の七の規定は、適用しない。

（罰則 第一項及び第二項については第二百十条第一項第二号）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員（第七十一条第四項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第一号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

（都道府県公安委員会との調整）

第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同じ。）に区画線（道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。

2 道路管理者は、道路の区域を立体的区域として決定し、若しくは変更し、第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定による自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第四十六条第一項若しくは第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に協議しなければならない。前項ただし書の規定は、道路管理者が第四十六条第一項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合について準用する。

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

第六章 雑則

（水道用水の緊急応援）

第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

3 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと厚生労働大臣が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該事務は厚生労働大臣が行う。

4 第一項及び前項の場合において、供給の対価は、当事者間の協議によつて定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として裁定する。

5 第一項及び前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、需要者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る第四十八条の規定による管轄都道府県知事と、供給者たる水道事業者又は水道用水供給事業者に係る同条の規定による管轄都道府県知事とが異なるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣が行う。

6 第四項の規定による裁定に不服がある者は、その裁定を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて供給の対価の増減を請求することができる。

7 前項の訴においては、供給の他の当事者をもつて被告とする。

8 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

9 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による都道府県知事の行う事務について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第八項」と、同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは「次条第八項」と読み替えるものとする。

港湾法（昭和 32 年法律第 177 号）

（非常災害の場合における土地の一時使用等）

第五十五条の三 港湾管理者は、非常災害による港湾施設に対する緊急の危険を防止するためやむを得ない必要があるときは、その現場に居る者若しくはその附近に居住する者に対し防ぎよに従事すべきことを命じ、又はその現場において、他人の土地を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 前項の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等）

第五十五条の三の二 国土交通大臣は、広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。）であつて、港湾施設を使用して行うものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の実施のため必要があると認めるときは、第五十四条第一項の規定にかかわらず、港湾広域防災区域（港湾区域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域のうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、広域災害応急対策を実施するために特に必要があると認めて国土交通大臣があらかじめ告示した区域をいう。以下この条において同じ。）内における第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のため必要なものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「港湾広域防災施設」という。）について、期間を定めて、自ら管理することができる。

2 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めようとするときは、あらかじめ、港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に協議し、その同意を得るものとする。

3 国土交通大臣は、港湾広域防災区域を定めたときは、遅滞なく、当該港湾広域防災区域の範囲を告示しなければならない。

4 前二項の規定は、港湾広域防災区域の変更又は廃止について準用する。

5 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾広域防災施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理するときは、当該港湾広域防災施設が設置されている港湾の港湾管理者に対し、広域災害応急対策を実施するために必要な措置（次項に規定するものを除く。）をとるべきことを要請することができる。

7 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾広域防災施設を管理する場合において、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要があるときは、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

災害救助法（昭和22年法律第118号）

第一章 総則

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行なう。

第三条から第二十一条まで 削除

第二章 救助

第二十二条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

第二十三条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 二 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 災害にかかった者の救出
- 六 災害にかかった住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十三条の二 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法同条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行なう場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第二十三条の三 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち

入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。

4 第二十三条の二第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

第二十五条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

第二十六条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第三十一条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 第二十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十七条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十八条 厚生労働大臣、都道府県知事、第三十条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第三号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

第二十九条 第二十四条又は第二十五条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

第三十条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこ

ととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

第三十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。

第三十一条の二 日本赤十字社は、その使命にかんがみ、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五条の規定による協力を除く。)の連絡調整を行なわせることができる。

第三十二条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

第三十二条の二 第二条、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第二十三条の二第二項、第二十四条第五項、第二十五条、第二十六条第一項、同条第二項において準用する第二十三条の二第二項及び第三項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第三十条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

第三章 費用

第三十三条 第二十三条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第二十四条第五項の規定による実費弁償及び第二十九条の規定による扶助金の支給で、第二十四条第一項の規定による従事命令又は第二十五条の規定による協力命令によつて救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県が、第二十四条第二項の規定による従事命令によつて救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をなした都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

3 第二十六条第二項の規定により準用する第二十三条の二第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統轄する都道府県が、これを支弁する。

第三十四条 都道府県は、当該都道府県知事が第三十二条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

第三十五条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁した費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用(前条の規定により求償することができるものを除く。)並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにあつては左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十

第三十七条 都道府県は、前条に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てて置かなければならない。

第三十八条 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

2 前項の規定により算定した各年度における災害救助基金の最少額が五百万円に満たないときは、当該年度における災害救助基金の最少額は、五百万円とする。

第三十九条 災害救助基金から生ずる収入は、すべて災害救助基金に繰り入れなければならない。

第四十条 第三十六条の規定による国庫の負担額が、同条に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第四十一条 災害救助基金の運用は、左の方法によらなければならない。

一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

二 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入

三 第二十三条第一項に規定する給与品の事前購入

第四十二条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から、これを支出することができる。

第四十三条 災害救助基金が第三十八条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第四十四条 都道府県知事は、第三十条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第四章 罰則

第四十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わない者

二 第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項の規定による保管命令に従わない者

第四十六条 詐偽その他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。その刑法に正条があるものは、刑法による。

第四十七条 第二十三条の三第一項、第二項若しくは第二十七条第一項、第二項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十三条の三第二項若しくは第二十七条第二項の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなした者は、これを三万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第四十五条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第6 救援物資集積・配送の関連サイトURL一覧

【国関係】

内閣府 東南海・南海地震防災対策推進地域の指定

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

内閣府 東南海・南海地震対策大綱

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

内閣府 東南海・南海地震防災対策推進基本計画

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

内閣府 東南海・南海地震応急対策活動要領

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

内閣府 「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_nankai/nankai_top.html

内閣府 東日本大震災における災害応急対策に関する検討会

http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/higashinihon_kentoukai/index.html

内閣府 南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定公表について

http://www.bousai.go.jp/nankaitrough_info.html

総務省消防庁 緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方及びヒント集

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2houdou.pdf>

ヒント集（静岡県・埼玉県事例）

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2hint_06.pdf#search='緊急物資管理システムの検討に係る参考事例'

総務省消防庁 緊急物資調達の調査体制・方法に関する調査検討報告書

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190626-2/190629-2houdou_h.pdf

総務省消防庁

広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書

http://www.fdma.go.jp/html/new/030815_hokoku.pdf#search='広域防災拠点'

厚生労働省 災害救助・救援対策

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujio6.html>

経済産業省 東日本大震災 関連情報 ガソリン・LP等の石油製品及び都市ガス

<http://www.enecho.meti.go.jp/sekiryu/sekiryu.htm>

国土交通省 支援物資物流システムの基本的な考え方

http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000075.html

国土交通省

民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会

http://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu03_hh_000016.html

国土交通省 近畿運輸局

「東南・南 地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」の開催について

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

国土交通省 近畿地方整備局

<http://www.kkr.mlit.go.jp/>

国土交通省 大阪航空局

<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

【関西広域連合 構成府県、連携県】

関西広域連合

<http://kouiki-kansai.jp/>

滋賀県

<http://www.pref.shiga.jp/>

京都府

<http://www.pref.kyoto.jp/>

大阪府

<http://www.pref.osaka.jp/>

兵庫県

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>

CG ハザードマップ http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd03/wd03_000000144.html

和歌山県

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>

徳島県

<http://www.pref.tokushima.jp/>

福井県

<http://www.pref.fukui.jp/>

三重県

<http://www.pref.mie.lg.jp/>

奈良県

<http://www.pref.nara.jp/>

鳥取県

<http://www.pref.tottori.lg.jp/>

【他地方公共団体】

福島県 災害時における物資確保に係る運用マニュアル

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=F45F854D2F39335C30EBD56584E15192?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=12100

埼玉県 消防庁緊急物資等管理システムに係る参考事例

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2hint_06.pdf#search='緊急物資等管理システム'

静岡県 東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/kouiki.html>

静岡県 消防庁緊急物資管理システムに係る参考事例

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/180629-2/180629-2hint_06.pdf#search='緊急物資等管理システム'

岡山県 大規模災害時における救援物資要請マニュアル

http://kikikanri.pref.okayama.jp/gcon/pdf/bousai13_2_15.pdf#search='岡山県救援物資要請マニュアル'

佐賀県 ヤマト運輸株式会社佐賀主管支店との「災害時における物資に受入及び配送等に関する協定」

http://www.pref.saga.lg.jp/web/kisha/_59908/_60302.html

遠野市

三陸地域地震災害後方支援拠点施設整備推進協議会
(三陸地域地震災害後方支援拠点施設の構想)

<http://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/36,13775,178,1,html>

多治見市 多治見市社会福祉協議会 災害ボランティア受入マニュアル

http://www.city.tajimi.gifu.jp/kenko-fukusi/saigai_manyual.pdf#search='救援物資の受入マニュアル'

長岡市 物資調達・救援物資対応マニュアル

<http://www.bousai.city.nagaoka.niigata.jp/modules/bwiki/index.php?%A5%DE%A5%CB%A5%E5%A5%A2%A5%EB>

神戸市 食糧・物資供給マニュアル

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/plan/manual/img/m20.pdf>

神戸市 海外支援受入れマニュアル(物的支援)

<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/prevention/plan/manual/img/m15.pdf>

北九州市 緊急物資集配センター運営訓練報告書

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/file_0233.html

【関係機関】

全国知事会

<http://www.nga.gr.jp/>

全国市長会

<http://www.mayors.or.jp/>

全国町村会

<http://www.zck.or.jp/>

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

<http://www.dri.ne.jp/>

東南海・南海地震等に関する連携プロジェクト研究成果発表会
救援物資の輸配送業務を事例とした組織間連携のあり方

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター

主任研究員 宇田川 真之

<http://www.dri.ne.jp/tohokusp/ppt/07bussi.pdf>

日本赤十字社

<http://www.jrc.or.jp/>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

<http://www.shakyo.or.jp/>

【民間事業者等】

社団法人 全日本トラック協会

<http://www.jta.or.jp/>

社団法人 日本倉庫協会

<http://www.nissokyo.or.jp/>

社団法人 日本物流団体連合会

<http://www.butsuryu.or.jp/>

社団法人 日本港運協会

<http://www.jhta.or.jp/>

日本長距離フェリー協会

<http://www.jlc-ferry.jp/>

日本内航海運組合総連合会

<http://www.naiko-kaiun.or.jp/>

ヤマト運輸株式会社

<http://www.kuronekoyamato.co.jp/top.html>

日本通運株式会社

<http://www.nittsu.co.jp/>

株式会社佐川急便
<http://www.sagawa-exp.co.jp/>

特定非営利活動法人 ITS Japan
<http://www.its-jp.org/>